

恵庭市と日本郵便株式会社恵庭市内郵便局

との地方創生に関する包括連携協定書

恵庭市（以下「甲」という。）と別表に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、両者が連携し、子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に暮らせる選ばれたまちづくりを推進するため、住民サービス向上に係る包括連携協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれの有する人的・物的資源を有効に活用して、住民サービスの向上及び地域社会の安心・安全の確保及び活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携し協力するものとする。

- （1）地域福祉に関すること。
- （2）地域の安全・安心な暮らしに関すること。
- （3）都市の魅力向上・発信に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

（連携の実施）

第3条 本協定に関わる連携及び協力の実施にあたり、甲及び乙の間で詳細な取決めなどが必要となる場合は、別途協議の上、覚書などを締結できるものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条の規定による協力をした場合及び協力をしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも意思表示がないときは、有効期間の満了の翌日から起算して1年間本協定は更新するものとし、以降もまた同様とする。

（本協定書の変更）

第6条 甲及び乙のいずれかが、本協定書の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（秘密の保持）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に際して、相手方より知り得た秘密事項について、次の各号に定める場合を除き、本協定書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示及び漏えい並びに本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、本目的を達するため、甲又は乙が本目的及び本目的に関連する事項について、甲又は乙の委託を受けた弁護士、税理士又はこれに準ずる専門家に対して行う情報の提供法令等の規定に基づき官公庁からの開示請求に応じる場合及び第三者の正当な権限に基づき開示請求に応じる場合は、この限りでない。

- （1）相手方から提供を受けたとき既に保有していた情報、及び提供を受けた後に開示権限を有する第三者から合法的に入手した情報
- （2）相手方から提供を受けたとき既に公知となっていた情報、及び提供を受けた後に自らの責に因らずして公知となった情報

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議するものとする。

以上のとおり本協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名の上、各々その1通を保有する。

平成30年1月29日

甲 恵庭市京町1番地

恵庭市

恵庭市長

原田裕

乙 恵庭市住吉町2丁目5番12

日本郵便株式会社 恵庭郵便局

局長

林直幹

別表

局名	住所
島松郵便局	恵庭市島松東町 3 - 1 - 1
恵庭恵み野中郵便局	恵庭市恵み野西 5 - 3 - 2
恵庭有明郵便局	恵庭市有明町 1 - 1 3 - 1 1
恵庭駅前郵便局	恵庭市相生町 2 - 1
恵庭漁町郵便局	恵庭市漁町 2 2
恵庭恵み野郵便局	恵庭市恵み野西 1 - 2 3 - 1
恵庭柏木中通郵便局	恵庭市柏陽町 3 - 2 2 - 1 0
恵庭黄金郵便局	恵庭市黄金南 1 - 1 0 - 4
恵庭郵便局	恵庭市住吉町 2 - 5 - 1 2

恵庭市と日本郵便株式会社恵庭市内郵便局との

包括連携事業の概要

項目	項番	連携事項	連携概要	関係課
1 地域福祉に関すること	(1)	地域の見守り支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・SOS ネットワーク連絡協議会、恵庭市見守り共同宣言（高齢者や障がいのある方の異変を発見した場合の情報提供） ・子どもセーフティハウス（子どもの一時保護場所として郵便局を提供） ・防犯に関する周知協力活動 ・交通安全呼びかけステッカーの車両への貼付等に協力（事前に承認を受けたものに限る） 	福祉課、介護福祉課、障がい福祉課、教育支援課、生活安全課
	(2)	子どもの育成支援等	「手紙の書き方体験授業」等の実施や、「お手紙ごっこ遊び」支援キットの無料提供等	子育て支援課、学校教育課
2 地域の安全・安心な暮らしに関すること	(1)	配達業務中に発見した各地域の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便物の配達時等において、道路等の損傷や土砂崩れ等を発見した場合は、恵庭市に情報提供 ・不法投棄と思われる廃棄物を発見した場合の情報提供 	管理課、廃棄物管理課
	(2)	災害発生時の協力支援等	防災協力協定に基づく協力 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両等としての車両の提供（郵便配達用車両は除く） ・避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供 ・郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 等 	基地・防災課

3 都市の魅力向上・発信に関すること	(1)	郵便局のスペースを活用した市政情報の発信や居住者への支援	・ごみ分別事典や広報、生活便利帳等の据え置き等（営利目的は除く）	廃棄物管理課、広報課
	(2)	特定録音物等郵便物発受施設	郵便・荷物約款に基づくサービスの実施 ・目が不自由な市民に、点字図書や録音図書等の第4種郵便を無料で発送するサービス	読書推進課